

## 組織強化ニュース！

Strengthen an Organization

第1号



### 1

8月の地連大会において「2013～2014年度活動方針・補強」として、各加盟組合での「総合労使協議体制」の確立・強化にむけて地連としての支援と、各加盟組合自身が「点検」をおこなえるツールをもとに地連からあるべき姿を「啓蒙」することが確認されました。

このたび、各加盟組合が日頃の活動を振り返り、更なる運動の推進にお役立ていただくことを目的に「組織強化ニュース」を発行いたしました。

今後定期的に「日頃の活動のチェック」をテーマに発行いたします。よろしくお付き合いください。



第1号は「労働組合の成立要件ってそもそも何？」についてです。

#### <参考>

「2013～2014年度活動方針 補強」より（第10回東日本地連定期大会議案書より抜粋）

#### 【3】組織強化

加盟組合オルグの内容や両業種別委員会・東北支部の報告を執行委員会にて共有し必要に応じた対応をおこないます。各加盟組合における「総合労使協議体制」の確立・強化にむけて、地連として支援するとともに、各加盟組合自身が日常の労組活動を「点検」することができるようにツールを検討し、労組としてのあるべき姿を「啓蒙」すべく地連から発信していきます。

### 2

次の項目についてチェックしてみましょう。

- |                               |                              |                             |
|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| ① 労働組規約は労組役員の手元にありますか         | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ② 組合員の求めに応じていつでも開示できる状態にありますか | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ③ 規約通りに定期大会・定期総会を開催していますか     | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |

[ここを入力]

- ④ 労働組合役員は規約通り選挙で選ばれていますか  YES  NO
- ⑤ 組合の会計について組合員に公表されていますか  YES  NO

上記のチェック項目については、サービス連合本部発行の「労働組合執行部入門～基礎知識の習得と組合活動の実践に向けて～」のP18以降「I. 基礎知識編・労働三法その2『労働組合法』」にも記述があります。あわせてご参照ください。

サービス連合ホームページ（<http://www.net-stu.com/>）トップページの右上「加盟組合 LOGIN」から入っていただき左のバナー「資料・情報」のページにあります。

（ログインパスワードについては地連までお問い合わせください）



#### <コラム>

##### ～労働組合の要件～

労働組合は団体ですから、労働組合を結成しようとするときは、2人以上の組合員がいることが必要ですが、労働組合がその機能を果たすためには、できるだけ多くの従業員で結成することが望ましいといえます。団体であれば、その団体を代表する人がいて、団体のいろいろなことをどうやって決定するか、しきみをどうするかなどを決めておくことも必要になります。

労働組合法では、労働組合が、労働組合法の保護（例：不当労働行為からの救済）を受けるためには、次の要件を備えていなければならないとしています。（労働組合法第2条）

- ① その労働組合が、労働者が主体となってつられていること。
- ② 労働者が自主的に運営していること
- ③ 労働条件の維持改善を主な目的にしていること

[ここを入力]

～「労働組合同規約」の作成～

労働組合が、労働組合法の保護を受けるためには、労働組合法に基づく規約を備えなければなりません。これを「労働組合同規約」といい、次のことを定めておかなければならないとしています。

(労働組合法第 5 条第 2 項)

- ① 労働組合の名称。
- ② 主たる事務所の所在地。
- ③ 組合員が、労働組合のあらゆる問題に参加でき、差別的取り扱いをうけないこと。
- ④ 組合員はいかなる場合も、人種・宗教・性別・身分などの違いで、組合員としての資格を奪われないこと。
- ⑤ 役員選挙は、組合員又は代議員の直接無記名投票で行うこと。
- ⑥ 総会は、少なくとも毎年 1 回開くこと。
- ⑦ 組合費など労働組合の財源やその使いみちなどの経理状況を、少なくとも毎年 1 回、組合員に公表すること。この場合、公認会計士などの資格をもっている人に監査してもらい、正確であるという証明書をつけること。
- ⑧ ストライキは、組合員又は代議員の直接無記名投票を行って、その過半数の賛成がなければ行わないこと。
- ⑨ 規約を改正するときは、組合員又は代議員の直接無記名投票を行って、過半数の賛成を得ること。

(東京都産業労働局発行「ポケット労働法 2014」より)

[ここに入力]